

西東京市学校選択制度に関する検討懇談会報告書

令和5年1月

西東京市学校選択制度に関する検討懇談会

はじめに

平成9年に文部科学省から通学区域の弾力的運用の通知が出され、その後、複数の自治体において学校選択制度の導入が進められた。本市においては、平成14年度に市民意識調査や懇談会における議論を経て、平成15年度入学者から制度運用している。

学校選択制度を導入後、西東京市の総人口は増加傾向にあり、全国的には少子高齢化が進む一方、西東京市立小中学校（以下、「市立小中学校」という。）の児童生徒数は増減の波はあるものの、増加傾向にある。また、近年では学級編制基準が40人から35人に段階的に引き下げられるなど、学級編制をめぐる国の動向も変化しており、引き続きクラス数の増加などが見込まれる状況にある。

また、市立小中学校では、住宅開発による人口の増加などにより、学校規模の格差が進んでおり、学級数の標準とされる12～18学級を超える学校が複数校ある一方、12学級を下回る学校もある。

令和3年2月に策定された西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針では、小規模・大規模になると見込まれる学校については、子どもの教育環境の改善を図るため、統合や通学区域の調整などの学校及び地域の実情に即した最適な方法を検討するとの記述がある。この中で、学校選択制度については、メリット・デメリットを検証したうえ、制度の見直しも検討する必要があるとしている。基本方針において、現状を検討するうえで、保護者・地域住民等の声を重視しつつ、教育上の課題や将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めることが大切であるとの記述もある。

学校選択制度のメリットの面では、学校の近さや最寄りの学校に通える、希望する部活動のある学校に通えるなどの意見がある。一方、デメリットの面では、制度の活用による児童生徒数の増減により、学級編制や教員の体制面への影響が出る恐れがあるとともに、児童生徒数の見込みが困難となるなどの課題が生じている。

これらを踏まえ、学識経験者・保護者・地域住民等による「西東京市学校選択制度に関する検討懇談会」を設置し、制度に関する課題等の検証を進めた。懇談会における議論やアンケート結果等を基に課題等の検証を行い、懇談会としての検討結果をまとめ、報告書を作成した。

目次

I 学校選択制度の概要等	1
1 本市の地理的状況、学校選択制度導入の経緯等	1
2 学校選択制度の導入時の意義	1
3 学校選択制度の利用状況等	2
4 学校規模の変遷と時代背景、学校選択制度の受入枠について	3
5 学校選択制度の取扱いに関する国、他自治体の状況等	4
II 学校選択制度に関する検討の背景と検討に必要な事項等	6
1 検討の背景等	6
2 本懇談会における検討における基本的事項	7
3 課題の検証に必要な視点	8
III アンケート結果を踏まえた課題の検証と今後の方策について	10
1 アンケート分析及び課題の検証について	10
2 学校選択制度の課題の検証等を踏まえた今後の方策について	16
3 今後の方策の具体的な検討項目と期待される効果	17
むすびにかえて	18
用語解説	19
資 料	22

I 学校選択制度の概要等

I 本市の地理的状況、学校選択制度導入の経緯等

平成13年に全国的にも面積が狭い2市が合併したことで、合併前から近距離にあった学校に加え、合併後に近接となった学校もある。市の面積を学校数で除した通学区域の面積では、小学校は多摩 26 市中最も狭く、中学校は多摩 26 市中 3 番目に狭い。

学校教育法施行令に基づき運用している一般的な指定校変更制度以外に、合併後は旧市境をまたぐ調整区域を設定し、平成 20 年代前半まで特例による指定校変更制度を運用していた。

平成 9 年の文部科学省通知などを受けて、本市では、平成 13 年 12 月から学校選択制度について検討し、平成 14 年 3 月には市民意向調査を実施した。同年 5 月から 6 月にかけては、学識経験者、学校関係者、保護者、地域関係団体の代表から成る懇談会で協議の上、同年 6 月下旬に答申をまとめた。同年 7 月には西東京市学校選択制度に関する規則の制定及び西東京市立学校の通学区域に関する規則が改正された後、説明会を実施するほか、学校選択制度に関する案内などを配布し、同年 10 月から申立て受付が始まった。

合併 田無市 保谷市	平成13年1月 合併協議会の協議事項として通学区域に関しては「当面、現行のままとするが、市境については弾力的運用に努める」こととされた
指定校変更 特例措置	平成13年4月 旧市境を越えて自宅から近い小・中学校に就学できる指定校変更特例措置を導入 *旧市境の通学区域の見直しにより平成23年度に廃止
学校選択制 導入の検討	平成13年7月以降 懇談会の設置や市民意向調査・他市への視察などを踏まえ検討を進める *市民意向調査では約7割の保護者が「賛成」「どちらかという賛成」
規則制定	平成14年7月 西東京市立学校の学校選択制度に関する規則を制定

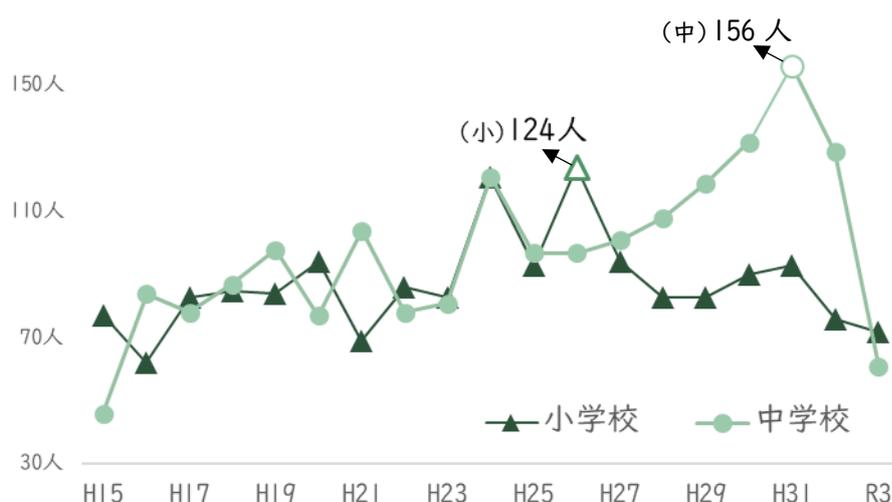
2 学校選択制度の導入時の意義

平成 14 年の学校選択制度の検討結果報告書では、導入の意義について、次のとおり記されている。

- (1) 児童・生徒が自ら学校を選ぶことにより、学習意欲の向上が図られる。
- (2) 自宅に近い学校に行かせたい、交通量の少ない道を利用して学校へ行かせたいなどの市民の要求に応えることができる。
- (3) 選ばれる学校は、校長の責任と権限のもと教職員の英知を結集して創意・工夫を凝らすことにより、学校教育の質的水準の向上が図られる。
- (4) 選ぶ側の保護者は、学校に対する関心をより深めることになり、学校教育における保護者と学校の信頼関係を新たに構築する気概が与えられる。
- (5) 「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」がより推進され、学校の充実、活性化が図られる。
- (6) 一人ひとりに対して、その子どもに即した教育、その子どもの個性を育む教育が受けられる。

3 学校選択制度の利用状況等

○学校選択制度利用者数



小学校で横ばい、中学校はやや増加となっている。

泉小学校の統合や中学校通学区域の変更など、就学制度の変更が生じる前年は利用者数が増える傾向が見受けられる。

入学年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
小学校	77人	62人	83人	85人	84人	94人	69人	86人	83人	121人	93人	124人	94人	83人	83人	90人	93人	76人	72人
中学校	46人	84人	78人	87人	98人	77人	104人	78人	81人	121人	97人	97人	101人	108人	119人	132人	156人	129人	61人

○学校選択制度を利用した理由

本市ではこれまで、制度を利用した保護者にアンケート調査(申立時)を実施(複数選択可)

「小学校」選択者		「中学校」選択者			
1位	学校の近さや通学のしやすさ	376件	1位	子どもの友人関係	593件
2位	子どもの友人関係	356件	2位	学校の近さや通学のしやすさ	357件
3位	学校の施設設備の整備状況	152件	3位	部活動	331件
4位	教育活動の内容	140件	4位	学校(子ども)が落ち着いている	212件
5位	地元とのつながり	116件	5位	教育活動の内容	193件
【参考】教職員の熱意等		79件	【参考】教職員の熱意等		106件

小・中学校ともに、「学校の近さや通学のしやすさ」「子どもの友人関係」が上位を占めている。

また、中学校においては、部活動を理由にした選択が第3位に位置している。

一方で、学校選択制度導入の意義にある、子どもに即した教育の提供や特色ある学校づくりに繋がる「教育活動の内容」や「教職員の熱意等」については上位に比べ約3分の1の件数に留まっている。

4 学校規模の変遷と時代背景、学校選択制度の受入枠について

西東京市人口ビジョン(平成28年3月)では、市立小中学校の児童数は令和2年にピークに達し、生徒数は令和7年にピークに達するとの推計であった。直近の住民基本台帳上のデータを基に市立小中学校の児童生徒数を分析したところ、住宅開発(マンション開発や農地の宅地化)などにより、西東京市人口ビジョンより若干後にずれて、児童数はまもなくピークに達し、中学校は数年後ピークを迎え、ゆるやかに減少していくと見込んでいる。

学校選択制度の受入枠の検討に際しては、通学区域内の年少人口、住宅開発、私立学校等の進学者数などを踏まえた推計を行い、施設状況などを踏まえ学校と協議しながら慎重に対応している。

西東京市立小・中学校の規模

小学校(計9,746名、306学級)

12学級	保谷第二小学校 430	谷戸小学校 312	東伏見小学校 387	
13学級	芝久保小学校 425	柳沢小学校 439	本町小学校 365	住吉小学校 398
15学級	東小学校 457			
16学級	保谷小学校 487			
17学級	碧山小学校 553	谷戸第二小学校 529		
19学級	保谷第一小学校 572			
20学級	栄小学校 641			
21学級	田無小学校 658	けやき小学校 662		
23学級	中原小学校 779	上向台小学校 752		
26学級	向台小学校 900			

中学校(計4,051名 117学級)

7学級	柳沢中学校 239		
12学級	ひばりが丘中学校 440	田無第三中学校 374	明保中学校 389
13学級	田無第二中学校 464	青嵐中学校 472	
15学級	保谷中学校 495		
16学級	田無第四中学校 582		
17学級	田無第一中学校 596		

*学校名の右の数値:令和3年5月1日現在の児童生徒数(通常級)

【法令及び文部科学省手引きより】

学校教育法施行規則では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とある。

児童生徒数の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は異なるため、学級規模の適正化に当たっては、法令上定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的に検討することが求められる。

5 学校選択制度の取扱いに関する国、他自治体の状況等

□文部科学省からの学校選択制等に関するこれまでの通知等

文部科学省から各教育委員会へ向けて、通学区域制度の弾力的運用などに関する通知が出されている。過去には全国の自治体の学校選択制度の導入状況の調査や制度のあり方についてまとめている。

平成 9 年 1 月	通学区域制度の弾力的運用について(通知)
平成 15 年 3 月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令について(通知)
平成 18 年 3 月	学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて(通知)
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画の中の学校現場の創意工夫による取組への支援:学校現場の創意工夫による取組を支援するための手法の一つに「地域の実情に応じた学校選択制の普及」があげられている。

□全国の自治体の学校選択制度の導入状況

未導入又は廃止の理由は、通学面の安全確保が難しくなる、学校と地域との連携の希薄化、学校間の序列化や学校間格差が生じる、入学者が減少し、適正な学校規模が維持できないなどがある。

	導入している自治体			導入していない自治体			
	導入している自治体数	導入しており、廃止の検討や今後の廃止の決定はしていない	導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した	導入していない自治体数	導入を検討もしていない	導入を検討中である又は今後の導入を決定した	導入していたが、既に廃止した
小学校	246	234 (15.1%)	12 (0.8%)	1,301	1,267 (81.9%)	26 (1.7%)	8 (0.5%)
中学校	204	195 (15.6%)	9 (0.7%)	1,046	1,022 (81.8%)	18 (1.4%)	6 (0.5%)

(文部科学省:平成 24 年 10 月)

□学校選択制に関する主な意見等抜粋(中央教育審議会初等中等教育分科会(平成21年7月))

○保護者の学校教育への関心が高まった、子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった、選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた、学校の方針等を積極的に発信するようになったといった声がある。

○通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題、学校と地域との関係の希薄化、入学者が大幅に減少したことなどで適正な規模が維持できなくなった学校が出てきたことなどが指摘されている。

○学校選択を機に学校側も様々な努力をしているが、実態としては、保護者の学校選択の判断基準は、必ずしも各学校の教育活動の特色や教育方針に依拠しておらず、友人関係や学校の立地条件、生活指導上の問題があるかどうか、などが優先されてしまいがちであるという指摘がある。

○学校を選択する場合には、選択した学校に対して、参加や協力をしていく責任も表裏の関係として期待されている。

○学校選択制の中では、新入生の数が入学直前まで予測できないことから、教員の配置等に支障が生じることがあるという指摘もあり、このような点についても教育委員会からの配慮が求められる。

○学校の「特色」の中には、部活の指導者のように、特定の教員の力量に依っている場合もあるが、いつまでもその教員を当該校に留め置けるわけではない。

○学校が選ばれる理由として、学校側の努力だけでは改善できないような、通学の利便性や学校の立地条件などで選ばれている面もある。学校の適正配置に関する議論と通じるが、学校選択制の導入の検討にあたっては、各地域の交通事情などを慎重に考慮することが必要である。

□都内の学校選択制度の導入状況

23区において、学校選択制度を実施しているのは、小学校11区、中学校17区、26市において、学校選択制度を実施しているのは、小学校6市、中学校10市である。

廃止している区市もあるが、廃止する際には指定校変更制度の要件を新たに追加するなどの対応をしている。また、表中の備考欄にある見直しを行っている自治体では、小学校の自由選択制から隣接区域選択制への変更及び距離の要件を加えるなどして運用している。

(東京都による調査資料をもとに作成)

	小学校	中学校	備考
千代田区		自由選択制	
中央区	特認校制(5校)、特定地域選択制	自由選択制	
港区	隣接区域選択制	自由選択制	
新宿区		自由選択制	H30小廃止
文京区		自由選択制	
台東区		自由選択制	
墨田区	隣接区域選択制	自由選択制	
江東区	自由選択制(原則徒歩30分圏内(約2km))	自由選択制	H21、22小見直し
品川区	隣接区域選択制	自由選択制	H25小見直し
目黒区	隣接区域選択制(令和元年度から当面の間休止)	隣接区域選択制	
渋谷区		自由選択制	R4小廃止
豊島区	隣接区域選択制	隣接区域選択制	
荒川区	隣接区域選択制	自由選択制	H26小見直し
板橋区	隣接区域選択制	自由選択制	H24小見直し
練馬区		自由選択制	
足立区	隣接区域選択制	自由選択制	H30小見直し
江戸川区	自由選択制(原則徒歩、概ね1.2km圏内)	自由選択制	
八王子市		自由選択制	R3小廃止
立川市	隣接区域選択制(指定校よりも距離が近い場合)	隣接区域選択制(指定校よりも距離が近い場合)	H25小見直し
青梅市	特認校制(各1校)	特認校制(各1校)	
調布市		自由選択制	
町田市	隣接区域選択制(1.5キロメートル圏内は自由選択制)	自由選択制	H25小見直し
日野市	ブロック選択制(市内8ブロック)	ブロック選択制(市内4ブロック)	
国分寺市	特定地域選択制→選択可能地域を増設	特定地域選択制→選択可能地域を増設	
清瀬市		自由選択制	
武蔵村山市		自由選択制	
西東京市	自由選択制	自由選択制	

*杉並区、葛飾区、多摩市は小・中ともに廃止

*上記備考欄の「小」は小学校、「中」は中学校

Ⅱ 学校選択制度に関する検討の背景と検討に必要な事項等

Ⅰ 検討の背景等

本市では、平成15年度入学者から学校選択制度が導入された後、約20年が経過する中、様々な環境の変化があり、現状分析と課題の検証が必要となっている。先に挙げた文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会の学校選択制度に関する主な意見等の中にも本市の実情と類似した記述があり、本内容も参考とする。

令和3年2月に策定された西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針では、学校選択制度の課題の検証の必要性に触れられており、将来を見据えた今後の取扱いについて本懇談会で意見交換することとなり、検証に必要な事項は、次のとおり項目立てした。

□学校間の規模の格差

児童生徒数の減少により小規模化する学校がある一方、過去の住宅開発等により児童生徒数の増加に伴う大規模化に伴い施設改修等で対応してきている学校がある。少人数学級の実現に向けた国・都の動向に留意しつつ、学校選択制度の活用による児童生徒数のバランスへの影響について、検証を進める必要がある。

□入学者数の見込みが困難

学校選択制度の申立状況により入学者数見込み(推計)が困難であるという課題がある。翌年の学級編制や教員の体制面のほか、長期的な視点で取り組む必要がある学校施設の規模・配置の適正化への影響が懸念される。「統合」や「通学区域の変更」の際に、学校選択制度の利用者数が増加する傾向があり、計画策定時の児童生徒数推計から大幅な変動が生じる恐れがある。

□登下校中の安全性の確保

学校選択制度を利用し、通学区域を越えて通学する場合、通学距離が長くなる、幹線道路や線路を横断するなど、登下校における安全確保が難しくなるなどの恐れがある。また、通学圏域が広がることで、災害時の登下校の安全確保が困難になる可能性がある。

□地域との関係の希薄化

西東京市では、子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができる仕組みの充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進していくための組織的・継続的な仕組みの構築を進めている。

地域コミュニティを越えて通学する子どもが増加することによる、学校と地域との連携に与える影響について検証を進めていく必要がある。

□受入れできない学校

学校施設の状況等により、受入れ枠がない学校や、抽選となり希望者全員を受入れできない学校がある。また、通常学級に比べ、学級編制への影響が大きいことから特別支援学級では学校選択制度を導入していない。

2 本懇談会における検討における基本的事項

本懇談会においては、様々な資料やアンケート結果を基に意見交換等を行った。また、課題の検証にあたっては、次の検討のポイントや西東京市教育計画の基本方針を確認し、共通認識を持って取り組むこととした。

□ 今後に向けた課題等の検証に係る検討のポイント

- 通学の利便性と安全安心な通学について
- 安定した学校運営（規模や施設面、教員の体制）
- 学習指導要領に則った教育活動（生きる力、心の健康を含む）
- 学校を核とした地域力の強化（コミュニティ・スクール、持続可能な社会）

□ 要綱に基づく検討事項

- 通常級の現行の学校選択制度に関する現状と課題の検証
- 特別支援学級の学校選択制度について
- 指定校変更の基準の取扱いについて（通常級、特別支援学級）

□ 西東京市教育計画の基本方針

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

子どもが「生きる力」を身に付け、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもの「心の健康」の育成が重要になってきます。様々な出来事に出会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていけるよう、「心の健康」の育成に向けた相談・支援体制を充実させます。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実を図ります。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を实践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

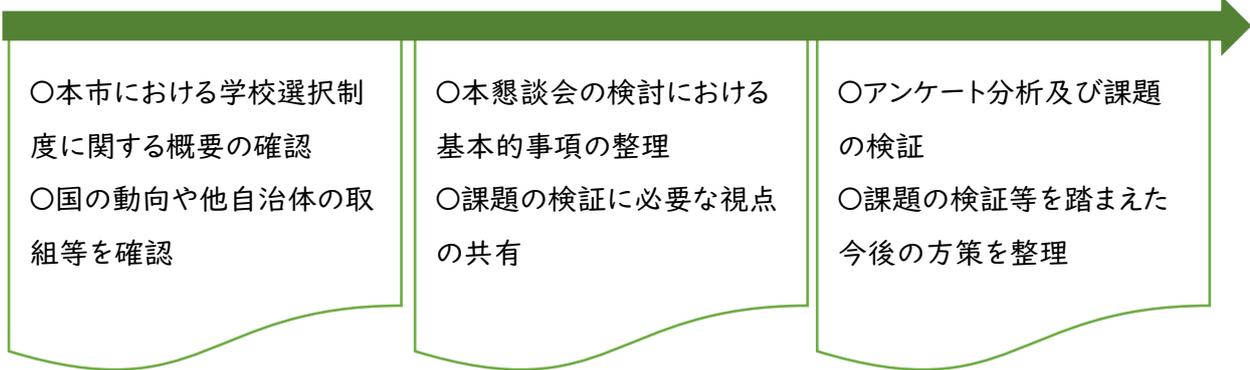
3 課題の検証に必要な視点

以下に課題の検証に必要な視点を列記した。(1)から(3)は項目毎に状況や取組を明示し、(4)から(9)については、アンケート結果や前記の学校選択制度の概要を踏まえ言及する。

- (1) 国・都の学級編制等の取扱いの動向
- (2) 指定校変更制度の適切な運用
- (3) 小学校から中学校への進学先が複数校となる状況(次ページに一覧表あり)
- (4) 通学面の安全対策(通学区域の状況、新たに開通した道路など交通環境の変化)
- (5) 地域学校協働活動やコミュニティ・スクール
- (6) これまでの学校施設の適正規模・適正配置の状況等(合併市特有の課題や対応策:市境付近の通学区域の見直し、小学校の統廃合、老朽化に伴う校舎の移転建替えなど)
- (7) 住宅開発が進んだ地域とそれ以外の地域で若年人口に偏りがあり、地域間で学校規模の差が拡大
- (8) 学校選択制度のアンケート結果を踏まえた現状、成果と課題
- (9) 特別支援学級の学校選択制度に関する考察

□検討のプロセス

現状を把握し、基本的な考え方を共有したうえで、課題の検証を行い、将来を見据え方策を整理



□国、都における学級編制などの取扱いの改正

平成20年代から始まった小学1年生の35人学級、東京都独自の小学2年生、中学1年生の35人学級のほか、教科によっては少人数指導を実施するなど、教室の用途が多様な形態をとるかたちとなってきている。

また、東京都の特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教室の市立小中学校の全校設置が進んだほか、国の学級編制基準の変更に伴い、令和3年度から小学2年生以上も段階的に35人学級へ移行し、令和7年度に小学校は全学年が35人学級になる予定である。

国や都の政策により教室の確保や用途を工夫しながら、現在まで取り組んできているが、学級編制に係る手続面では学校選択制度の受入枠の調整、指定校変更制度による受入れが難しい場合の調整などの対応を行ってきている。

また、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあり、今後も注視する必要がある。特別支援学級の学級編制基準は8人であり、数人の増減で学級数が変わること留意しながら、学級運営や施設対応を行う必要がある。

□本市における指定校変更制度の取扱いについて

学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更事由は、地域や学校の実情等を考慮し、適切に手続することが肝要である。要件設定に係るこれまでの背景や今後の学級数や施設状況も踏まえ、適切に運用できるように努める。一つの小学校から複数の中学校（最大4校）に分かれて進学する通学区域の場合、友人関係が分断されるなどの意見がある。

主な指定校変更承認基準（通常学級）

区分	事由	対象
兄弟姉妹関係	兄又は姉が在学する学校に弟又は妹が入学を希望する場合	小・中
市内転居	転居後に、引き続き転居前の学校へ通学を希望する場合	小・中
両親共働き等	両親共働き又は父子・母子家庭で、預かり先（原則として親族）又は店舗等のある通学区域の学校へ通学を希望する場合	小・中
身体的理由	身体障害や病弱（身体虚弱を含む。）、慢性疾患等の理由により、通学・通院等利便性のある通学区域の学校への通学が必要であると認められる場合	小・中
教育的配慮等	いじめ等の理由により、指定校に通学することが困難な状況であり、相当の事由があると教育長が認める場合	小・中
その他	指定校変更又は学校選択により小学校を卒業した児童の中学校への進学は、原則として指定校とするが、卒業した小学校から進学すべき中学校（※1）に就学を希望する場合。ただし、その中学校が2校以上になる場合は、居住地に近い中学校とする。	中

卒業した小学校から進学する中学校一覧

		進学先中学校									
		田無第一中	保谷中	田無第二中	ひばりが丘中	田無第三中	青嵐中	柳沢中	田無第四中	明保中	
卒業した小学校	田無小	△		△		△			△		
	保谷小		△	△						△	
	保谷第一小						○				
	保谷第二小							○			
	谷戸小				○						
	東伏見小		△					△			
	中原小				○						
	向台小								○		
	碧山小		△							△	
	芝久保小	○									
	栄小						○				
	谷戸第二小			△	△						
	東小									○	
	柳沢小								○		
	上向台小	○									
	本町小		○								
住吉小			△						△		
けやき小						○					

「○」：進学すべき中学校が1校の小学校、「△」：進学すべき中学校が2校以上ある小学校

Ⅲ アンケート結果を踏まえた課題の検証と今後の方策について

令和3年度に実施した学校選択制度のアンケートでは、学校選択制度を利用して良かったと回答された割合は9割を超え、必ずしも制度導入時の意義(1ページ)にあげられた内容に合致した理由とは限らないものの、一定程度、児童生徒や保護者のニーズに応えることができています。

アンケートでは、学校選択制度に関する認識や利用後の感想のほか、制度の今後の運用や課題に関する事項など多岐に渡り回答いただいた。その中で、主に制度運用に係る設問のグラフを抜粋したうえで、課題等について検証し、今後の方策について言及した。

Ⅰ アンケート分析及び課題の検証について

アンケート結果のグラフを見ると、学校選択制度の今後については、運用方法の変更を含む学校選択制度を継続すべきとの回答が約8割を占め、全面的に廃止すべきという回答は1%前後であった。学校選択制度の運用や実態に関するアンケート結果について、検討のポイント等を踏まえ考察する。学校選択制度のデメリットは、課題があると回答した割合が約8割と高く、今後の検証に向けて、項目毎に現状や取組等について分析した。

○アンケート実施概要

【期間】令和3年11月5日～12月10日

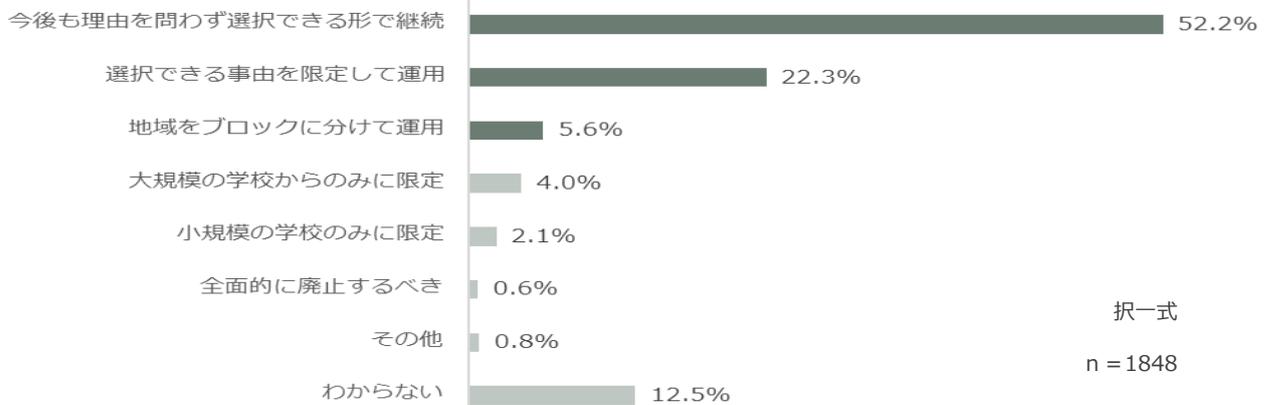
【方法】紙またはWEBによる回答

【対象者】(1) 子ども(小6・中1・中3) (2) 保護者(小1・小6・中1・中3) (3) 市民(18歳以上無作為抽出)

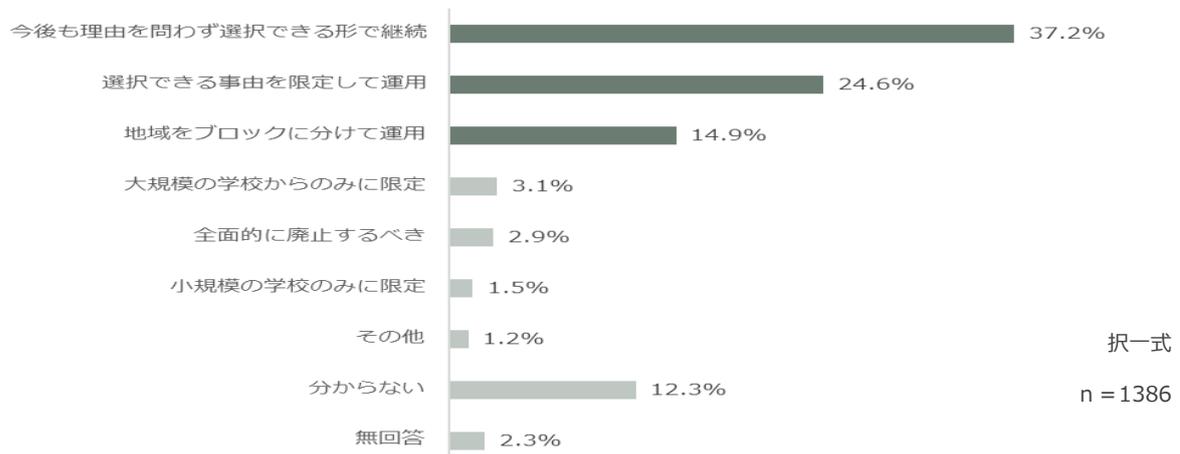
※nは回答者数

○小学校の入学における学校選択制度は今後どうすべきと考えますか

小1、小6保護者

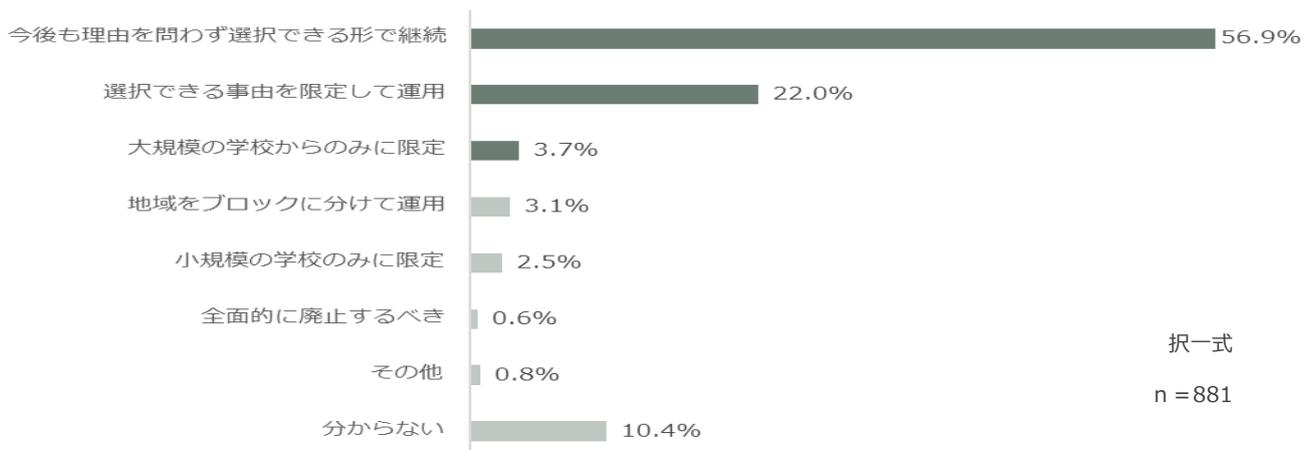


市民

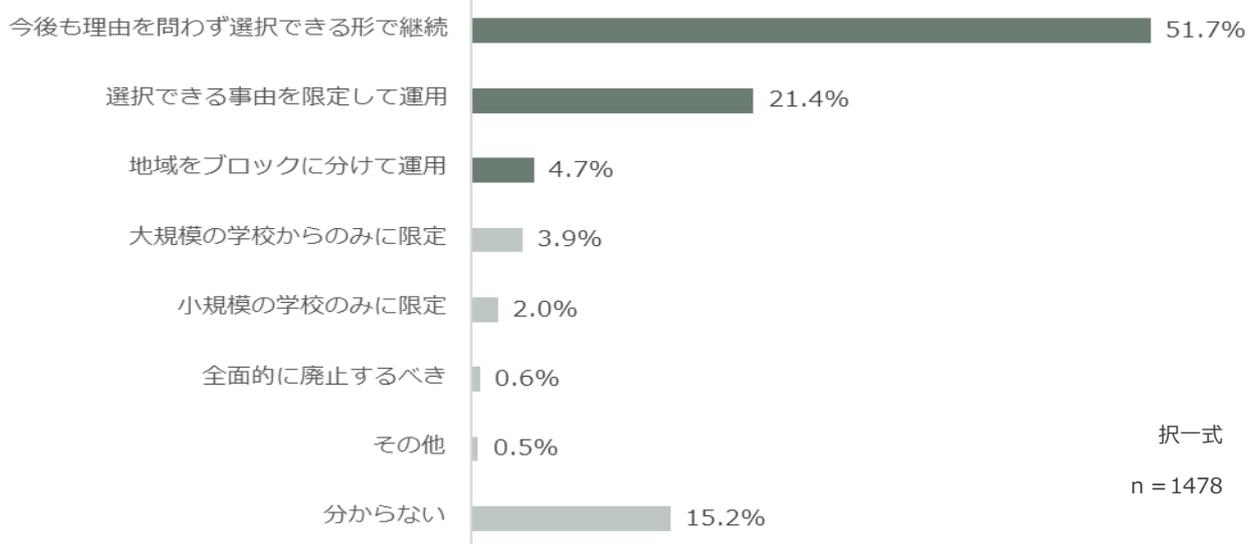


○中学校の入学における学校選択制度は今後どうするべきと考えますか

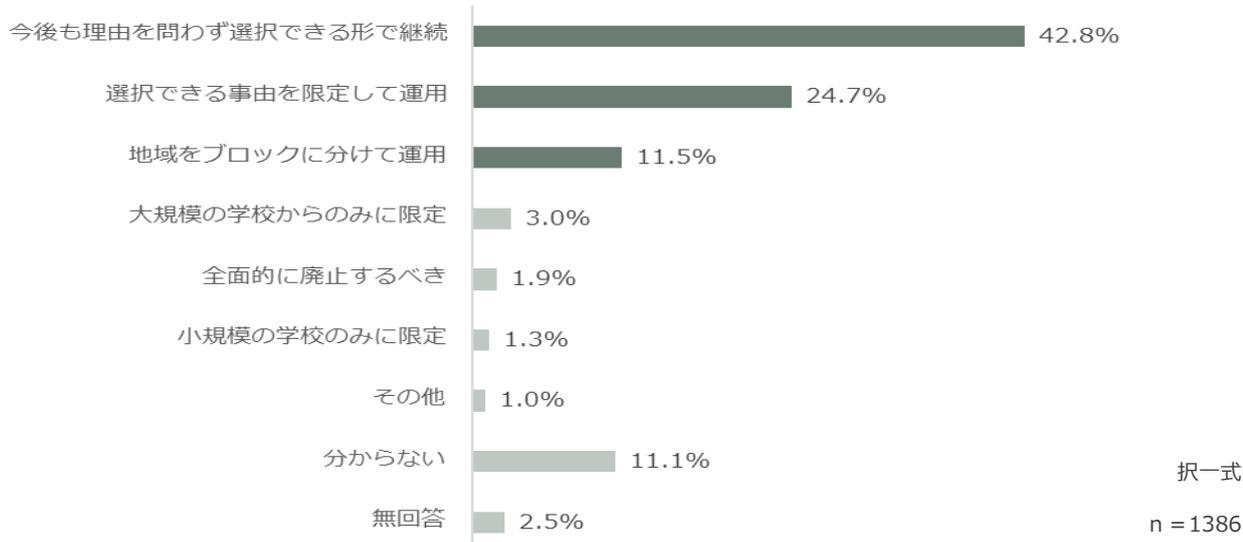
小6保護者



中1、中3保護者

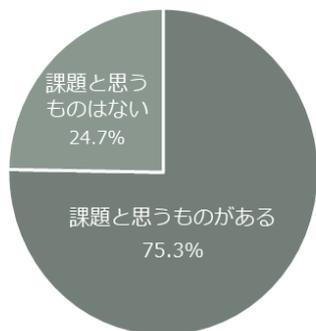


市民

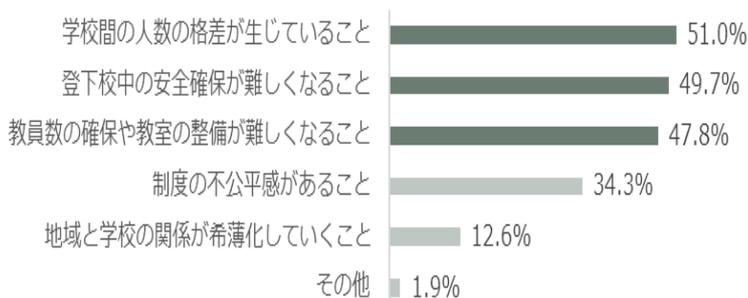


○あなたが学校選択制度の課題だと思うものはなんですか

小1、小6保護者

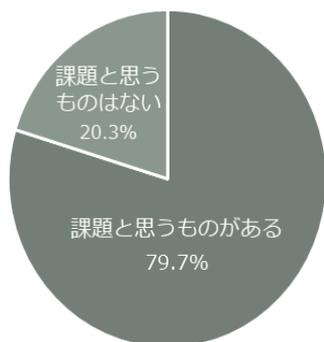


n = 1848

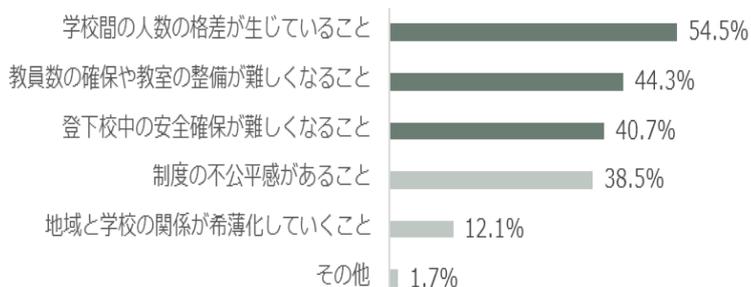


いくつでも選択可
n = 1391
合計回答数 2744

中1、中3保護者

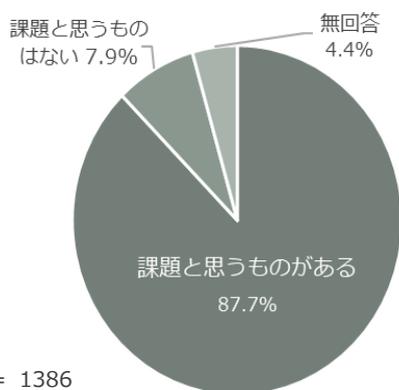


n = 1478

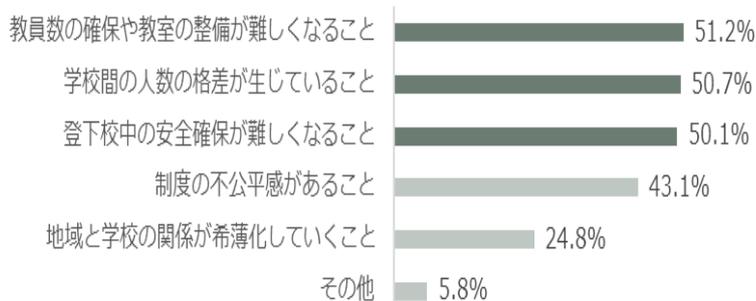


いくつでも選択可
n = 1178
合計回答数 2258

市民



n = 1386



いくつでも選択可
n = 1215
合計回答数 2743

□ 学校選択制度の制度運用について

本市では、自由選択制であるものの、隣接区域の学校を選択している割合が高い。また、小学生と中学生では、通学距離や選択理由が異なる部分があるため、制度の見直しを検討する場合は、小学校と中学校は分けて考える必要がある。

□ 学校選択制度の認知度、通学時間、地域との関係性等について

学校選択制度の認知度は、児童生徒は 5 割を超えている程度だが、保護者は 9 割近くとなっており、本制度は一定程度周知されている。

小学校及び中学校を選ぶ際の視点は、保護者アンケートでは、「学区の学校だから」が 8 割前後となっている。中学校を選ぶ際の視点は、中 1、中 3 の生徒では、「家から近いから」が約 6 割、「指定された学校だから」、「友達と同学校に行きたいから」という理由が 4 割以上となっている（本報告書の 2 ページに学校選択制度の申立時に記載していただくアンケートの選択理由を具体的に掲載）。

通学時間は、学校選択制度利用の有無に関わらず、20 分以内が多く、30 分以内が 9 割以上を占め、本市の通学区域がコンパクトになっていることが分かる。

地域との関係性では、中 3 の生徒の地域行事の参加状況について、学校選択制度の利用の有無に関わらず、5 割台が参加となっている。また、学区変更しているご家庭の小 6 保護者全員が、小学校行事に参加又はどちらかと言えば参加と回答し、学区変更しているご家庭の中 3 保護者は中学校行事に参加又はどちらかと言えば参加との回答が 8 割台となっており、いずれも高い割合となっている。

小 1、小 6 の保護者、中 1、中 3 の保護者の 8 割台が学校選択制度があつて良かったと思うことがあると回答している。

また、学区外申請をした家庭の小 1、小 6 の保護者、中 1、中 3 の保護者の 3 割台が不安や不便があると回答し、通学距離の負担や事件や事故、災害時の不安、近くに知り合いがいないとの回答が上位を占め、このほかに地域とのつながりが希薄になる等の回答があつた。

□ 特別支援学級の学校選択制度について

今の学校に入る時に不安なことはあるかどうかについて、小 6、中 1、中 3 の児童生徒は、不安に思うことがあつたと回答した割合が 4 割台で、その内訳として、学校の授業内容が 5 割台、学校の教員、クラブや部活動、通学距離がそれぞれ 3 割台となっている。特別支援学級への入学・転学の際に不安なことはあるかどうかについて、小 1、小 6、中 1、中 3 の保護者で不安に思うことがあつたと回答した割合が 7 割台で、その内訳として、学校の授業内容が 6 割台、通学距離、学校の教員がそれぞれ 4 割台となっている。希望の学校に入学・転学できたかどうかについて、小 6、中 1、中 3 の児童生徒、小 1、小 6、中 1、中 3 の保護者の 9 割以上が入学できたとの回答となっている。一方、自由記載では、距離の近い学校、子どもの人間関係を理由とした学校選択制度の導入希望があつたほか、各学校の格差が生じないように学校や教員をサポートして欲しいなどの記述があつた。

□学校選択制度のデメリットに関する個別分析

学校間の人数の格差

小学校保護者アンケート 第1位、中学校保護者アンケート 第1位、市民アンケート 第2位

【現状と課題等】

- ・住宅開発による人口増や学校周辺の地域事情（駅から近い、住宅の形態など）により児童生徒数や学校規模が異なる。
- ・小さな規模の学校から比較的大きな規模の学校への流出。
- ・学校の風評による増減。

【傾向と取組等】

- ・市内人口の年齢別構成が地域間で異なり、住宅開発が進んだ地域は児童生徒数が横ばい又は増加傾向にある。
- ・当面の児童生徒数の見込みと施設の状況に鑑み、受入枠の設定について、各小中学校と協議しながら対応している。

教員数の確保や教室の整備への影響

小学校保護者アンケート 第3位、中学校保護者アンケート 第2位、市民アンケート 第1位

【現状と課題等】

- ・学級編制におけるクラス数の確定に時間を要し、教員の人事や教室の整備のタイミングを計ることが難しく、学校運営に影響する場合がある。
- ・学校間の児童生徒数の出入が多いと将来的な児童生徒数の見込みが難しくなる。将来的な施設更新や修繕・改修の計画的な実施に関わる児童生徒数の推計に影響する。

【傾向と取組等】

- ・小学6年生で、学校選択の申立てをしても、中学受験の後に辞退する場合がある。
- ・各小中学校で、学級編制基準のボーダーラインの際には在校生の保護者へ転出予定の有無の確認を徹底するなどしている。新1年生は教育委員会と学校で連携しながら、入学予定者の確認を行っている。
- ・各小中学校と人事の担当部署、施設の担当部署が情報連携しながら対応している。

登下校中の安全確保への影響

小学校保護者アンケート 第2位、中学校保護者アンケート 第3位、市民アンケート 第3位

【現状と課題等】

- ・特に低学年の児童の事故が統計的に多い。
- ・人口密度が高く、狭い道も多い。幹線道路の開通により周辺の道路の交通環境も変化してきている。
- ・自転車、自動車を運転する方々へのモラルの徹底が必要。信号のない交差点を減速せずに通行する車両への注意喚起など関係者で協議・連携しながら対応していく必要がある。

【傾向と取組等】

- ・各小学校において、通学路点検等を通じて、安全対策を講じてきている。
- ・発達段階に応じて、家庭、地域、学校による安全指導が重要である。
- ・地域安全に関する情報を児童生徒と家庭に提供し、意識啓発を図る。
- ・中学生は、行動範囲も広がり、安全に登下校できるようになってきている。

【現状と課題等】

- ・児童生徒数の増加により、施設面等の対応が厳しく、学校選択の受入枠を設定できない学校がある。
- ・今後の年少人口の動向を注視し、将来を見据えた学校施設のあり方や通学区域の見直しを視野に入れる必要がある。
- ・本市の教育に関する重点施策である「時代の変化に対応した学習環境等の整備」、「子どもが健やかに育つ環境を整える」、「学校を核とした地域づくり」を念頭に検討をする必要がある。

【取組等】

- ・学校選択の受入枠は、受入れの可否も含め、児童生徒数の見込みや施設の状況を踏まえ適切に設定できるよう努めている。
- ・地域によって、児童生徒数と学級規模に差が生じている中で、学習指導要領に基づき、実情に応じた適切な教育を実施している。
- ・社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組を推進するとともに、市立小中学校全校において、教育活動に関するホームページの更新を行い情報発信している。

2 学校選択制度の課題の検証等を踏まえた今後の方策について

学校選択制度の概要や課題の検証等を踏まえ、次のとおり今後の方策に関する考えを整理した。

受入枠の設定

○引き続き児童生徒数の見込みを適宜行い、学校施設の状況のほか学校経営の視点も踏まえ、各小中学校と協議しながら、受入枠を設定。

事務手続及び実施時期の見直しと改善

- 申立て時期を早めることができれば、次年度の入学者の見込みを早めに行うことが可能。
- 教員の人事にも影響する学級編制のデータを丁寧に分析しながら対応していくことが必要。
- 指定校変更基準は、新たに要件を設ける場合は、適切かつ公平に運用でき、学校運営に影響が出ないような視点が望ましい。
- 学校規模や地域事情を踏まえた適切な学校選択制度の運用について、必要に応じて改善することも考えられる。

通学路の安全対策

- 通学路のハード面の改善、学校及び家庭による安全指導、地域の見守りを引き続き実施していくことが望まれる。
- 他人任せではなく、将来を見据えた自分の身は自分で守ることができるような学校、保護者、地域からの日頃からのアドバイスなどができると良い。

適切な情報発信等

- 保護者、地域に向けて、適切かつ正確な学校に関する情報が伝わるよう各学校から情報発信されることで、入学手続に伴う情報を入手できるとともに不安も軽減されると考えられる。
- 学校選択制度や指定校変更制度に関する手続について、市民に向けて適切かつ分かりやすい情報提供を行うとともに利便性が向上できると良い。

特別支援学級の就学に関する手続

- 通常級と特別支援学級は学級編制基準が異なり、特別支援学級への学校選択制度の導入は、児童生徒数の変動や教員配置への影響など学級経営に大きな影響が出ることが懸念される。指定校への入学にあたり、できる限り不安を解消し、安心して学校生活を送ることができるよう入学予定校へ情報連携、保護者への丁寧な案内をすることが望まれる。

将来的な通学区域変更と学校選択制度の抜本的見直し

- 学校施設の適正規模・適正配置に関する基本方針を踏まえ、引き続き学校選択制度を含む諸手続の分析及び検討をしていく必要がある。通学区域の見直しや学校選択制度の抜本的見直し等では、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールが推進され、安定した持続可能な教育環境や通学面（距離、安全性、地域の見守り）の改善が図られることが望まれる。

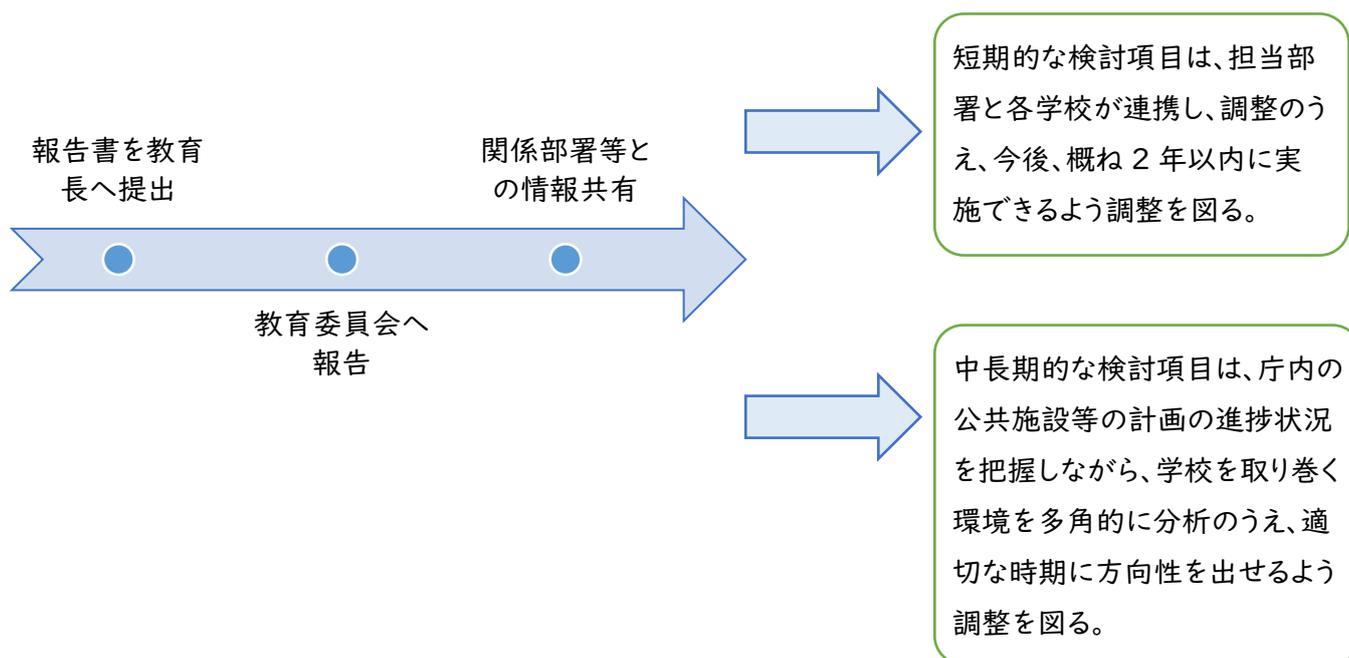
3 今後の方策の具体的な検討項目と期待される効果

前記の今後の方策の整理を踏まえ、短期的な検討項目と中長期的な検討項目と期待される効果を以下の表にまとめた。短期的な検討項目は、適宜、現状を分析しながら、検討や見直しをするとともに、中長期的な検討項目は関係部署と情報の共有を図りながら計画的に取り組むべきと考える。

短期的な検討項目	期待される効果	中長期的な検討項目	期待される効果
学校施設及び児童生徒数を踏まえた適切な受入枠の管理、運用面の工夫	学級数や児童生徒数への大きな影響が生じないように配慮することができる。	適正規模・適正配置を踏まえた通学区域の検討と学校選択制度の抜本的見直し(廃止した自治体や未導入自治体の動向を注視)を含む本市の実情にあった就学手続に向けた改正	学校規模に応じた効果的な教育活動、近接配置の解消、小中一貫(連携)、施設複合化などの諸施策を視野に入れた通学区域の見直しと就学手続の見直しを行うことで、通学面の改善を含む課題の解決を一定程度図ることが期待できる。
学校選択制度の申立時期の早期化とそれに伴う諸調整	次年度に向けた学級編制の児童生徒数の見込み(概算)がしやすくなり、学級数の予測を早めることができる。		
各学校から保護者、地域に向けた適切かつ正確な情報発信、諸手続の利便性の向上	家庭や地域が適宜、学校の情報を入手し、活用することができるとともに不安を解消することができる。 諸手続の電子化などにより、利便性の向上を図ることができる。		

◇今後の流れについて

今後の報告や方策の検討に関する流れについて確認した。



むすびにかえて

令和 3 年度に実施した児童生徒、保護者、市民アンケートでは、学校選択制度の運用方法の変更を含め「継続すべき」との回答が約 8 割である一方、「課題がある」と回答された割合も約 8 割であった。本結果を踏まえ、本懇談会では検証のポイントを整理し、学校選択制度の本市の実情や国や他自治体の動向を確認しながら、約 1 年半に渡り、学校選択制度に関する課題の検証を行い、今後の方策について言及した。

平成 15 年度入学者から学校選択制度が利用されてきているが、約 20 年が経過する中で、教育に係る諸制度が大きく変化してきたこと、住宅開発等による学校規模の偏りがあることを確認した。学校選択制度により学校規模や学校運営に影響が出ている経緯を踏まえ、制度の廃止におけた検討に関する意見も出された。また、教員対象のアンケート実施に関する意見も出されたが、今後、実施方法や意義も含め、担当部署と校長会で協議していくことも確認した。

今後、少子高齢社会を見据え、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールが推進される中で、通学区域の見直しや学校選択制度を含む就学手続の見直しをすることが近い将来訪れることと考えられる。今般の課題の検証と今後の方策を踏まえ、通学区域の見直しや学校選択制度の抜本的な見直しなどにより、子どもたちが安全に通学でき、安定した学校生活を送ることができるよう、教育環境と地域連携が充実していくことを切に願うものである。

用語解説

○就学校の指定（指定校）

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条）

○通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつけられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

○学校選択制度の種類

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる（学校教育法施行規則第32条第1項）。この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。

自由選択制 当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

ブロック選択制 当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

隣接区域選択制 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

特認校制 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

特定地域選択制 従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

○就学校の変更（学校教育法施行令第8条）

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。

また、市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、個の保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。（学校教育法施行規則第32条第2項）

○コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組みのこと。

○地域学校協働活動（次頁にイメージ図を含む資料あり）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（登下校の見守り等を含む）のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

○地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

○持続可能な社会

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

○チームティーチング

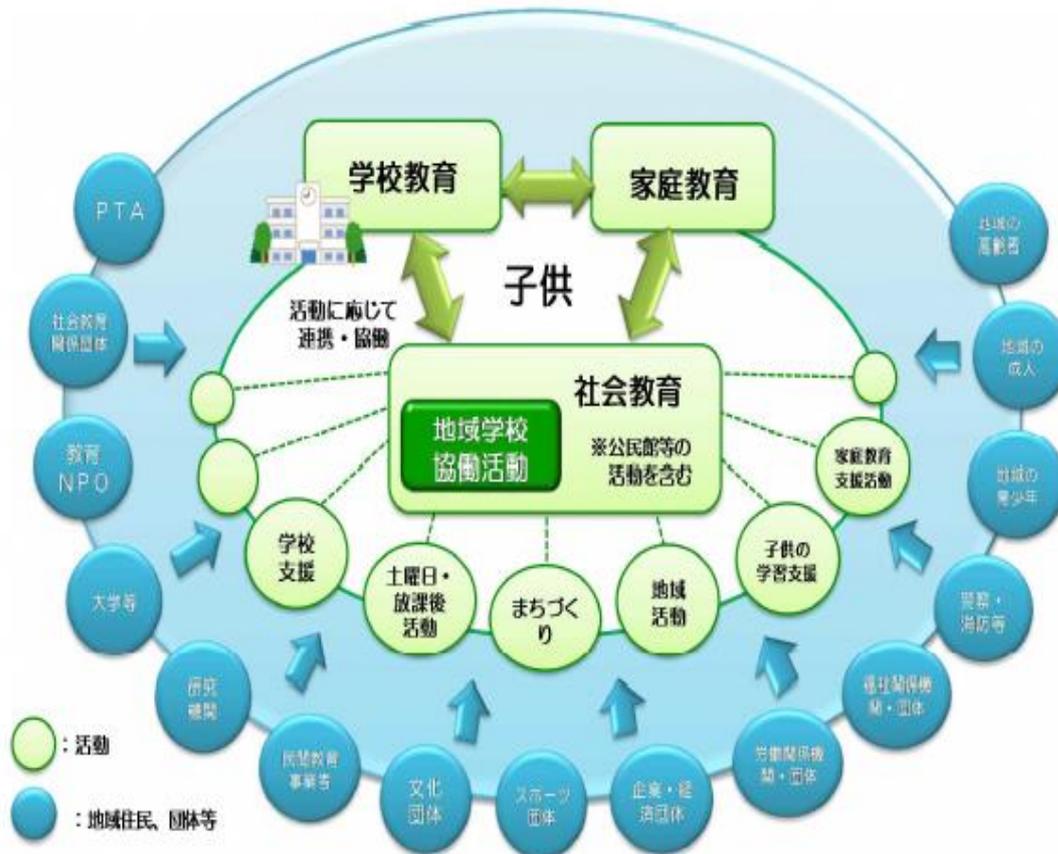
一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

地域学校協働活動 ー地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるー

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



- 次代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となります。

地域学校協働活動は、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講ずることとされています。

また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定が設けられました。

資 料

西東京市学校選択制度に関する検討懇談会設置要綱

第1 設置

この要綱は、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、学校選択制度の在り方について検討を行うために設置する西東京市学校選択制度に関する検討懇談会（以下「懇談会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議し、検討結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 通常学級における学校選択制度の今後の在り方に関する事。
- (2) 特別支援学級における学校選択制度に関する事。
- (3) 指定校変更制度に関する事。
- (4) その他学校選択制度の在り方の検討に関して教育長が必要と認める事。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 6人以内
- (3) 地域関係者 4人以内
- (4) 市立学校の校長 6人以内
- (5) その他教育長が必要と認める者 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項の協議が終了したときまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 懇談会に副座長を置き、座長の指名によりこれを定める。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 その他傍聴の手続等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第8 部会

座長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、各部会員の互選による。

3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、座長が別に定める。

第9 謝金

第3第1号から第3号まで及び第5号に規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部学務課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

検討経過

会議	年月日	検討内容
第1回	令和3年7月21日	会議の運営について 学校選択制度の概要等について その他
第2回	令和3年10月11日	制度の現状について アンケート案について
第3回	令和4年1月31日	アンケートの調査結果(中間報告) 制度の成果及び課題について
第4回	令和4年3月29日	アンケートの調査結果について
第5回	令和4年5月23日	今後の検討の方向性について
第6回	令和4年7月21日	今後の課題の検証について 報告書の構成について
第7回	令和4年10月17日	今後の課題の検証に関するまとめについて 報告書(案)について
第8回	令和4年12月12日	報告書(案)と概要版について 今後の予定について

報告	令和5年1月	懇談会報告書を教育長に提出
----	--------	---------------

西東京市学校選択制度に関する検討懇談会 委員名簿

順不同（敬称略）

委員区分	氏名	備考
学識経験者	たぐち やすゆき 田口 康之	国士館大学教授
学識経験者	えんどう しんじ 遠藤 真司（R4.4.19まで）	早稲田大学客員教授
	いしい たかゆき 石井 卓之（R4.4.20から）	帝京大学准教授 帝京大学小学校校長
市立学校の保護者	みやざき とくこ 宮崎 徳子	保谷第一小学校
市立学校の保護者	ともと けんご 戸本 堅固	向台小学校
市立学校の保護者	あんざい けいこ 安斎 恵子	東小学校
市立学校の保護者	たけだ あきこ 竹田 晃子	保谷中学校
市立学校の保護者	まつお しんたろう 松尾 新太郎	青嵐中学校
市立学校の保護者	つくたに あつし 築谷 敦之	柳沢中学校
地域関係者	まつもと しずか 松本 静	避難所運営協議会員
地域関係者	きたざわ さとし 北澤 敏	避難所運営協議会員
地域関係者	こまつ とよあき 小松 豊明	学校運営連絡協議会員
地域関係者	しょう ようこ 荘 葉子	学校運営連絡協議会員
市立学校の校長	たかはし とおる 高橋 亨	保谷第一小学校
市立学校の校長	ゆあさ やすみ 湯浅 泰美	向台小学校
市立学校の校長	わたなべ しゅんいち 渡邊 俊一	東小学校
市立学校の校長	みさわ ひでとし 三沢 英俊	保谷中学校
市立学校の校長	ふるや しんいち 古家 新一	青嵐中学校
市立学校の校長	かつみ としや 勝見 俊也（R4.3.31まで）	柳沢中学校
	あさの しゅうこ 浅野 周子（R4.4.1から）	柳沢中学校

西東京市学校選択制度に関する検討懇談会報告書

令和5年1月

西東京市教育委員会教育部学務課

〒188-8666

東京都西東京市南町5丁目6番13号

Tel:042-420-2824 Fax:042-420-2891